社会福祉法人蓮田市社会福祉協議会 委員会 設置規程

昭和59年11月27日 蓮社協規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人蓮田市社会福祉協議会(以下「法人」という。)定款(昭和59年9月 20日蓮社協定款第1号)第33条に基づき、委員会の設置に関して必要な事項を定めるものとする。 (種類)

- 第2条 委員会は、次に掲げるとおりとする。
- 1 常設委員会
 - (1) 総務委員会
 - (2) 地域福祉委員会
- 2 問題別特別委員会

(機能)

第3条 委員会は、広く地域社会の福祉向上のため、それぞれの所管事項について調査研究等を行い、効果的な事業の遂行に資するよう、この法人の会長に意見を具申するものとする。

(総務委員会)

第4条 総務委員会は、財務を中心に調査審議し、法人の安定運営に資することを目的とする。

(総務委員会の所管事項)

- 第5条 総務委員会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 会員募集に関すること
 - (2) 共同募金に関すること
 - (3) その他、この法人の運営に関すること

(地域福祉委員会)

第6条 地域福祉委員会は、事業計画並びに地域福祉活動計画の策定及び進行管理を中心に調査審議し、地域福祉活動の推進に資することを目的とする。

(地域福祉委員会の所管事項)

- 第7条 地域福祉委員会は前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 事業計画並びに地域福祉活動計画の策定及び進行管理に関すること。
 - (2) その他、地域福祉活動に関すること。

(問題別特別委員会)

- 第8条 問題別特別委員会(以下、「特別委員会」という。)は、特に専門的と認められる事案を調査審議する場合に必要に応じ会長が設置する。
- 2 特別委員会は答申を行い、事業又は活動が一定の成果をあげ得たと判断された場合には解散する。 (委員)
- 第9条 各委員会の委員は20名以内とし、理事、監事、評議員、行政関係者、学識経験者で組織し、理事 会の同意を得て会長が委嘱する。
- 2 委員会は、委員の互選により、委員長1名、副委員長1名を置く。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けた時又は委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代行する。

(任期)

- 第10条 委員の任期は、理事、監事、評議員としての在任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員が生じたときの補欠任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第11条 委員会は、必要があるとき及び会長の諮問があったとき、委員長が招集し議長となる。
- 2 委員会の議事は、委員総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、この法人の事務局において処理する。

(委員の報酬)

第13条 委員の報酬は、これを支弁しない。ただし、委員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は評議員会が定める。

附 則

この規程は、昭和59年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年3月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

この規程の施行により、管理委員会規程(規程第30号、平成2年5月26日)、地域福祉委員会規程(規程第31号、平成2年5月26日)、業務委員会規程(規程第32号、平成2年5月26日)を廃止する。

附 則

この規程は、平成29年12月26日から施行する。